

神奈川県公報



県の花：山ゆり

平成26年3月28日(金曜日) 号外第17号

毎週火曜日及び金曜日発行

購読料
一箇月 二、八五〇円 一箇年 三三、四、一〇〇円
(消費税・地方消費税・送料込み)
本号一部二〇九円(消費税及び地方消費税込み)

発行
横浜市中央区日本大通一
神奈川県政策部政策法務課
電話横浜(〇四五)二一〇一一一

印刷
横浜市鶴見区矢向三一五二七
野崎印刷紙器株式会社
電話横浜(〇四五)五七一三五〇八

| | | | |
|--|-----|---|---|
| 目次 | ページ | | |
| ○規則 | | | |
| 神奈川県男女共同参画推進条例施行規則の一部を改正する規則(県民・人権男女共同参画課) | 1 | 健康増進法等の施行に関する規則の一部を改正する規則(保健福祉・健康増進課) | 2 |
| 神奈川県地球温暖化対策推進条例施行規則の一部を改正する規則(環境農政・環境計画課) | 1 | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の施行に関する規則の一部を改正する規則(保健福祉・保健予防課) | 3 |
| 神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(環境農政・大気水質課) | 1 | ○告示 | |
| | | 都市計画事業の事業計画の変更認可(19件)(県土整備・都市計画課) | 6 |

規則

神奈川県男女共同参画推進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成26年3月28日

神奈川県知事 黒岩祐治

神奈川県規則第52号

神奈川県男女共同参画推進条例施行規則の一部を改正する規則

神奈川県男女共同参画推進条例施行規則(平成14年神奈川県規則第40号)の一部を次のように改正する。

別記様式(裏)の備考1中「産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件(平成14年3月7日総務省告示第139号)」を「統計法第28条の規定に基づき、産業に関する分類を定める件(平成25年総務省告示第405号)」に改める。

附則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

神奈川県地球温暖化対策推進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月28日

神奈川県知事 黒岩祐治

神奈川県規則第53号

神奈川県地球温暖化対策推進条例施行規則の一部を改正する規則

神奈川県地球温暖化対策推進条例施行規則(平成21年神奈川県規則第73号)の一部を次のように改正する。

第3条第7項第4号中「統計法第二十八条及び附則第三条の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める件(平成21年総務省告示第175号)」を「統計法第28条の規定に基づき、産業に関する分類を定める件(平成25年総務省告示第405号)」に改める。

第1号様式(第3面)及び(第4面)中「すべて」を「全て」

に改め、同様式の備考3中「統計法第二十八条及び附則第三条の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める件(平成21年総務省告示第175号)」を「統計法第28条の規定に基づき、産業に関する分類を定める件(平成25年総務省告示第405号)」に改める。

第3号様式(第3面)及び(第4面)中「すべて」を「全て」に改め、同様式の備考3中「統計法第二十八条及び附則第三条の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める件(平成21年総務省告示第175号)」を「統計法第28条の規定に基づき、産業に関する分類を定める件(平成25年総務省告示第405号)」に改める。

第5号様式の備考3及び第7号様式の備考3中「統計法第二十八条及び附則第三条の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める件(平成21年総務省告示第175号)」を「統計法第28条の規定に基づき、産業に関する分類を定める件(平成25年総務省告示第405号)」に改める。

附則

- この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月28日

神奈川県知事 黒岩祐治

神奈川県規則第54号

神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則(平成9年神奈川県規則第113号)の一部を次のように改正する。

第36条第1項第1号中「統計法第二十八条及び附則第三条の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める件(平成21年総務省告示第175号)」を「統計法第28条の規定に基づき、産業に

この公報は再生紙を使用しています

関する分類を定める件(平成25年総務省告示第405号)に改め、同号オ(ハ) d中「日本標準産業分類」の次に「による廃止前の統計法第28条及び附則第3条の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める件(平成21年総務省告示第175号)」を加える。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

健康増進法等の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月28日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第55号

健康増進法等の施行に関する規則の一部を改正する規則

健康増進法等の施行に関する規則(昭和28年神奈川県規則第64号)の一部を次のように改正する。

第3条中「保健福祉事務所長」の次に「(当該地区が、秦野市又は伊勢原市の区域内である場合にあつては秦野センター所長、三浦市の区域内である場合にあつては三崎センター所長、南足柄市又は足柄上郡の区域内である場合にあつては足柄上センター所長、大和市又は綾瀬市の区域内である場合にあつては大和センター所長)」を加え、「省令第1条第3項」を「同条第3項」に、「省令第1条第4項」を「同条第4項」に改める。

第8号様式(表)中「学校栄養職員」を「栄養教諭又は学校栄養職員」に、「高脂血症」を「脂質異常症」に、「体格指数(BMI)が25以上を肥満、18.5未満」を「学校保健統計調査方式(性別・年齢別・身長体重別標準体重)による評価方法を用いて、肥満度の判定基準に基づき、+20%以上を肥満、-20%以下」に改め、同様式(裏)中「アレルギー対応」を「食物アレルギー対応」に改める。

第9号様式(表)中

Table with 4 columns and 4 rows showing age groups: 1~2歳, 3~5歳, 6~7歳, 18~29歳, 30~49歳, 50~69歳.

を

Table with 6 columns and 5 rows showing food types (常食, 軟食, 流動食, その他) and utilization rate, including a note for nursing care facilities.

Table with 6 columns and 5 rows showing food types and nutrition management calculation items (栄養マネジメント加算等).

改める。

Table with 6 columns and 2 rows showing age groups: 8~9歳, 10~11歳, 70歳以上, 合計, 人, 人.

Table with 6 columns and 6 rows showing age groups: 9~(月), 1~2歳, 3~5歳, 6~7歳, 8~9歳, 10~11歳, 18~29歳, 30~49歳, 50~69歳, 70歳以上, 合計, 人, 人.

に

改め、同様式(裏)中

Table with 2 columns and 5 rows listing nutrition management implementation items (1 栄養管理実施加算, 2 特別食加算, 3 食堂加算, 4 特別メニューの提供, 5 その他).

を

Table with 2 columns and 6 rows listing nutrition management plan items (1 栄養管理計画の作成, 2 特別食加算, 3 食堂加算, 4 特別メニューの提供, 5 栄養サポートチーム加算, 6 その他).

に改める。

第10号様式(表)中

Table with 6 columns and 1 row showing '入所者' (Residents).

を

Table with 6 columns and 2 rows showing '入所者' and '短期入所者' (Short-term residents).

に

改め、同様式(裏)中「高脂血症」を「脂質異常症」に、

を

に

第11号様式(表)中

| 年齢区分 | 男(人) | 女(人) | 肥満(人) | やせ(人) |
|------|------|------|-------|-------|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 合 計 | 人 | 人 | 人 | 人 |

| 年齢区分 | 男(人) | 女(人) | 肥満(人) | やせ(人) |
|-------|------|------|-------|-------|
| 0～2歳 | | | | |
| 3～5歳 | | | | |
| 6～17歳 | | | | |
| 18歳以上 | | | | |
| 合 計 | 人 | 人 | 人 | 人 |

「体格指数(BMI)が25以上を肥満、18.5未満をやせとして」を「3～5歳は幼児身長体重曲線、6～17歳は学校保健統計調査方式、18歳以上は体格指数(BMI)による評価方法を用いて、肥満度の判定基準に基づき、」に改め、同様式(裏)中「アレルギー対応」を「食物アレルギー対応」に改める。

第12号様式(裏)中「高脂血症」を「脂質異常症」に改める。

附 則

- この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月28日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第56号

**精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の施行
に関する規則の一部を改正する規則**

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の施行に関する規

| | | | | | |
|-------|---|-------|----------------------|----------|---------------------|
| 保 護 者 | 氏 名 | (男・女) | 医療保護 入院者との 続き柄 | 生年 月日 | 年 月 日 (日生 歳) |
| | 住 所 | | | | |
| | 1 後見人又は保佐人 2 配偶者 3 親権を行う者 4 家庭裁判所が選任した者(選任年月日 年 月 日) 5 その他() | | | | |
| | 氏 名 | (男・女) | 医療保護 入院者との 続き柄 | 生年 月日 | 年 月 日 (日生 歳) |
| | 住 所 | | | | |
| | 1 後見人又は保佐人 2 配偶者 3 親権を行う者 4 家庭裁判所が選任した者(選任年月日 年 月 日) 5 その他() | | | | |

則(昭和40年神奈川県規則第95号)の一部を次のように改正する。

第1条第2項第1号中「第23条第1項」を「第22条第1項」に改め、同項第2号中「第24条」を「第23条」に、同項第13号中「第33条の4第5項」を「第33条の7第5項」に改める。

第1条の2及び第1条の3中「第23条第1項」を「第22条第1項」に改める。

第9条中「の保護者」を削る。

第17条中「同条第1項」の次に「又は第3項」を加え、「同条第2項の規定による措置を採つたときは医療保護入院者(第33条第2項)の入院届(第10号様式の2)により」を削り、「(第33条第1項及び第4項後段)の次に「又は第33条第3項及び第4項後段」を加え、「及び特定医師による医療保護入院者(第33条第2項及び第4項後段)の入院届及び記録(第10号様式の4)」を削る。

第17条の3中「第33条の4第5項」を「第33条の7第5項」に、「(第33条の4第2項)」を「(第33条の7第2項)」に改める。

第1号様式(表)及び第1号様式の2(表)中「第23条第1項」を「第22条第1項」に改める。

第1号様式の3中「保護者」を「家族等」に改める。

第5号様式の2中「保護者」を「あなたのご家族等」に改め、「救急情報課」を削る。

第6号様式中「保護者」を「本人」に改め、「次の者の」を削り、「措置入院者」を「入院措置を解除する者」に改める。

第7号様式(表)中

| | | | | | |
|-------|------|-------|-----|------|---------------------|
| 保 護 者 | フリガナ | ----- | 続き柄 | 生年月日 | 年 月 日 (日生 歳) |
| | 氏 名 | (男・女) | | | |
| | 住 所 | | | | |
| | フリガナ | ----- | 続き柄 | 生年月日 | 年 月 日 (日生 歳) |
| | 氏 名 | (男・女) | | | |
| | 住 所 | | | | |

を削る。

第10号様式(表)中「保護者の」を「家族等の」に、

を

に

を

| | | | | | | |
|--|--|-------|--------------|------|--------------|--|
| 同意をした家族等 | 氏名 | (男・女) | 医療保護入院者との続き柄 | 生年月日 | 年 月 (日 生 歳) | |
| | 住所 | | | | | |
| | 1 配偶者 2 父母(親権者である・ない) 3 祖父母等 4 子・孫等 5 兄弟姉妹 6 後見人又は保佐人 7 家庭裁判所が選任した扶養義務者(選任年月日 年 月 日) 8 市町村長 | | | | | |
| | 氏名 | (男・女) | 医療保護入院者との続き柄 | 生年月日 | 年 月 (日 生 歳) | |
| | 住所 | | | | | |
| 1 配偶者 2 父母(親権者である・ない) 3 祖父母等 4 子・孫等 5 兄弟姉妹 6 後見人又は保佐人 7 家庭裁判所が選任した扶養義務者(選任年月日 年 月 日) 8 市町村長 | | | | | | |

に

改め、同様式(裏)の2中「法第33条第2項又は」及び「、同項による入院にあつては「第33条第2項入院」とを削り、「第33条第2項及び」を「第33条第3項及び」に、「第33条の4第2項」を「第33条の7第2項」に改め、「(法第33条第2項による入院の場合は、入院した年月日も併せて記載してください。)」を削り、同様式(裏)の8中「保護者の欄」を「同意をした家族等の欄」に、「保護者」を「家族等」に、「4に」を「7に」に改め、「(法第20条第2項第4号に掲げる者)」を削り、同様式(裏)の10中「保護者」を「家族等」に改め、同様式(裏)の10の次に次のように加える。

11 提出に当たつては、推定される医療保護入院による入院期間及び選任された退院後生活環境相談員を記載した医療法施行規則第1条の5に規定する入院診療計画書の写しを添付してください。

第10号様式の2を次のように改める。

第10号様式の2 削除

第10号様式の3(表)中「第4項後段」の次に「又は第33条第3項及び第4項後段」を加え、「保護者の」を「家族等の」に、

| | | | | | | |
|---|---|-------|--------------|------|--------------|--|
| 保 護 者 | 氏名 | (男・女) | 医療保護入院者との続き柄 | 生年月日 | 年 月 (日 生 歳) | |
| | 住所 | | | | | |
| | 1 後見人又は保佐人 2 配偶者 3 親権を行う者 4 家庭裁判所が選任した者(選任年月日 年 月 日) 5 その他() | | | | | |
| | 氏名 | (男・女) | 医療保護入院者との続き柄 | 生年月日 | 年 月 (日 生 歳) | |
| | 住所 | | | | | |
| 1 後見人又は保佐人 2 配偶者 3 親権を行う者 4 家庭裁判所が選任した者(選任年月日 年 月 日) 5 その他() | | | | | | |

を

| | | | | | | |
|----------|--|-------|--------------|------|--------------|--|
| 同意をした家族等 | 氏名 | (男・女) | 医療保護入院者との続き柄 | 生年月日 | 年 月 (日 生 歳) | |
| | 住所 | | | | | |
| | 1 配偶者 2 父母(親権者である・ない) 3 祖父母等 4 子・孫等 5 兄弟姉妹 6 後見人又は保佐人 7 家庭裁判所が選任した扶養義務者(選任年月日 年 月 日) 8 市町村長 | | | | | |
| | 氏名 | (男・女) | 医療保護入院者との続き柄 | 生年月日 | 年 月 (日 生 歳) | |
| | 住所 | | | | | |

に

| |
|--|
| 1 配偶者 2 父母(親権者である・ない) 3 祖父母等 4 子・孫等 5 兄弟姉妹 6 後見人又は保佐人 7 家庭裁判所が選任した扶養義務者(選任年月日 年 月 日) 8 市町村長 |
|--|

改め、同様式(裏)の2中「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(以下「法」という。第33条第2項又は)及び「、同項による入院にあつては「第33条第2項入院」と」を削り、「第33条の4第2項」を「第33条の7第2項」に改め、同様式(裏)の9中「保護者の欄」を「同意をした家族等の欄」に、「、保護者」を「、家族等」に、「4に」を「7に」に改め、「(法第20条第2項第4号に掲げる者)」を削り、同様式(裏)の11中「保護者」を「家族等」に改める。

第10号様式の4を次のように改める。

第10号様式の4 削除

第10号様式の5(表)中

| | | | | |
|-----|--------------|-----|------|----------------|
| 保護者 | フリガナ | 続き柄 | 生年月日 | 年 月 日生 (歳) |
| | 氏 名 (男・女) | | | |
| | 住 所 | | | |

| | | | |
|--------------|-----|------|----------------|
| フリガナ | 続き柄 | 生年月日 | 年 月 日生 (歳) |
| 氏 名 (男・女) | | | |
| 住 所 | | | |

を削り、同様式(裏)の2中「医療保護入院の年月日(」を削り、「第33条第2項又は第33条第2項及び第4項後段による入院を経た場合にあつては、その入院年月日)」を「第33条第1項又は第3項による医療保護入院の年月日」に改める。

第10号様式の6(表)中「第33条の4第5項」を「第33条の7第5項」に、「保護者等」を「家族等」に改める。

第10号様式の7(表)中「第33条の4第2項」を「第33条の7第2項」に、「第33条の4第5項」を「第33条の7第5項」に、「保護者等」を「家族等」に改める。

第10号様式の8(表)中

| | | | | |
|-------|--------------|---|------|----------------|
| 保 護 者 | 氏 名 (男・女) | 措置入院者との続き柄 | 生年月日 | 年 月 日生 (歳) |
| | 住 所 | 1 後見人又は保佐人 2 配偶者 3 親権を行う者 4 家庭裁判所が選任した者(選任年月日 年 月 日) 5 その他() | | |
| | 氏 名 (男・女) | 措置入院者との続き柄 | 生年月日 | 年 月 日生 (歳) |
| | 住 所 | 1 後見人又は保佐人 2 配偶者 3 親権を行う者 4 家庭裁判所が選任した者(選任年月日 年 月 日) 5 その他() | | |

削り、同様式(裏)の2中「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(以下「法」という。第33条第2項又は)及び「、同項による入院にあつては「第33条第2項入院」と」を削り、「第33条第2項及び」を「第33条第3項及び」に、「第33条の4第2項」を

「第33条の7第2項」に改め、同様式(裏)の12を削り、同様式(裏)中13を12とする。

第10号様式の9(表)中

| | |
|--|--|
| 今後の治療方針(患者本人の病識や治療への意欲を得るための取組について記載してください。) | |
|--|--|

| | |
|--|--|
| 今後の治療方針(患者本人の病識や治療への意欲を得るための取組について記載してください。) | |
| 退院に向けた取組の状況(選任された退院後生活環境相談員との相談状況、地域援助事業者の紹介状況、医療保護入院者退院支援委員会で決定した推定される入 | |

院期間等について記載してください。) 選任された退院後生活環境相談員氏名

改め、

| | | | | | | |
|-------|---|-------|----------------------|------|-----------------|--|
| 保 護 者 | 氏 名 | (男・女) | 医療保護 入院者との 続き柄 | 生年月日 | 年 月 (日 生 歳) | |
| | 住 所 | | | | | |
| | 1 後见人又は保佐人 2 配偶者 3 親権を行う者 4 家庭裁判所が選任した者 (選任年月日 年 月 日) 5 その他 () | | | | | |
| | 氏 名 | (男・女) | 医療保護 入院者との 続き柄 | 生年月日 | 年 月 (日 生 歳) | |
| | 住 所 | | | | | |
| | 1 後见人又は保佐人 2 配偶者 3 親権を行う者 4 家庭裁判所が選任した者 (選任年月日 年 月 日) 5 その他 () | | | | | |

削り、同様式(裏)の2中「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(以下「法」という。)第33条第2項又は」及び「、同項による入院にあつては「第33条第2項入院」と」を削り、「第33条第2項及び」を「第33条第3項及び」に、「第33条の4第2項」を「第33条の7第2項」に改め、「(法第33条第2項又は第33条第2項及び第4項後段による入院の場合は、入院した年月日も併せて記載してください。)」を削り、同様式(裏)中10を削り、11を12とし、9を11とし、8を10とし、7を9とし、6の次に次のように加える。

7 入院後の診察により精神症状が重症であつて、かつ、慢性的な症状を呈することにより入院の継続が明らかに必要な病状であること等により1年以上の入院が必要であると判断される場合には、過去12箇月間の治療の内容と、その結果及び通院又は任意入院に変更できなかつた理由の欄にその旨を記載してください。

8 退院に向けた取組の状況の欄については、次の事項について記載し、(3)については、必要に応じて医療保護入院者退院支援委員会における審議結果記録の写しを添付した上で、その旨同欄に明記してください。

- (1) 退院後生活環境相談員との最初の相談を行った時期やその後の相談の頻度等
- (2) 地域援助事業者の紹介の有無や紹介した地域援助事業者との相談の状況等
- (3) 医療保護入院者退院支援委員会での審議状況等

第10号様式の10(裏)の2中「第22条の3」を「第20条」に改め、同様式(裏)の3中「第33条第2項又は」及び「、同項による入院にあつては「第33条第2項入院」と」を削り、「第33条第2項及び」を「第33条第3項及び」に、「第33条の4第2項」を「第33条の7第2項」に改め、同様式(裏)中12を13とし、8から11までを1ずつ繰り下げ、7の次に次のように加える。

8 入院後の診察により精神症状が重症であつて、かつ、慢性的な症状を呈することにより入院の継続が明らかに必要な病状であること等により1年以上の入院が必要であると判断される場

合には、任意入院継続の必要性の欄にその旨を記載してください。

第11号様式の2中「(代理人)」を「(家族等)」に改める。

第11号様式の4中「保護者」を「家族等」に、

| | |
|--------------------|--|
| 退去した後、病院が採 った措置 | |
|--------------------|--|

| | |
|-------------------------------|-----------------------|
| 退去した後、病院が採 った措置 | |
| 入院前に利用していた 障害福祉サービス事業 者 | 名 称 所 在 地 連 絡 先 |

改める。

第12号様式及び第13号様式中

| | | |
|-------|----------------|--|
| 保 護 者 | 住 所 | |
| | 氏 名 | |
| | 措置入院者 との続き柄 | |

削る。

附 則

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

告 示

神奈川県告示第172号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、平成19年神奈川県告示第187号で認可の告示をした都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成26年3月28日

神奈川県知事 黒岩祐治

- 1 施行者の名称
横浜市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
横浜国際港都建設道路事業3・1・3号東京大師横浜線（鶴見大橋）
- 3 事業施行期間
平成19年3月27日から平成33年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
横浜市鶴見区小野町、末広町及び生麦二丁目地内
 - (2) 使用の部分
横浜市鶴見区末広町及び生麦二丁目地内

神奈川県告示第173号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成20年神奈川県告示第194号で認可の告示をした都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成26年3月28日

神奈川県知事 黒岩祐治

- 1 施行者の名称
横浜市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
横浜国際港都建設道路事業3・3・16号桂町戸塚遠藤線（上倉田戸塚地区）
- 3 事業施行期間
平成7年7月14日から平成32年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
横浜市戸塚区上倉田町字表、字表ノ前、字三本松、字西見谷、字八幡谷及び字堀内並びに戸塚町字二ノ区、字三ノ区、字四ノ区、字四丁目及び字五丁目地内
 - (2) 使用の部分
横浜市戸塚区上倉田町字表ノ前、字三本松並びに戸塚町字二ノ区及び字三ノ区地内

神奈川県告示第174号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成21年神奈川県告示第144号で認可の告示をした都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成26年3月28日

神奈川県知事 黒岩祐治

- 1 施行者の名称
横浜市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
横浜国際港都建設道路事業3・3・40号中田さちが丘線（岡津地区）
- 3 事業施行期間
平成13年4月13日から平成33年3月31日まで

昭和63年4月28日から平成31年3月31日まで

- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
横浜市戸塚区名瀬町字平蔵谷地内
同 泉区岡津町字稲荷谷、字鷹匠町、字本耕地及び字宮ノ谷地内
 - (2) 使用の部分
横浜市泉区岡津町字鷹匠町地内

神奈川県告示第175号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成19年神奈川県告示第149号で認可の告示をした都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成26年3月28日

神奈川県知事 黒岩祐治

- 1 施行者の名称
横浜市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 横浜国際港都建設道路事業3・4・1号桜木東戸塚線（平戸地区）
 - (2) 同 3・3・27号国道1号線（関連外郭部）
- 3 事業施行期間
平成2年3月6日から平成33年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
横浜市戸塚区平戸町及び平戸五丁目地内
 - (2) 使用の部分
横浜市戸塚区平戸町及び平戸五丁目地内

神奈川県告示第176号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成19年神奈川県告示第151号で認可の告示をした都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成26年3月28日

神奈川県知事 黒岩祐治

- 1 施行者の名称
横浜市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 横浜国際港都建設道路事業3・4・10号権太坂和泉線（名瀬・岡津地区）
 - (2) 同 3・4・1号桜木東戸塚線（関連外郭部）
 - (3) 同 3・6・3号中田三ツ境線（関連外郭部）
- 3 事業施行期間
平成13年4月13日から平成33年3月31日まで
- 4 事業地

(1) 収用の部分

横浜市戸塚区名瀬町字中村、字羽根沢及び字平蔵谷地内
同 泉区岡津町字鷹匠町、字竹ノ鼻、字西田耕地、字菩
堤塚及び字本耕地並びに新橋町字榎橋及び字宮古地内

(2) 使用の部分

横浜市戸塚区名瀬町字中村及び字平蔵谷地内
同 泉区岡津町字鷹匠町及び字本耕地地内

神奈川県告示第177号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成22年神奈川県告示第212号で認可の告示をした都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成26年3月28日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 施行者の名称

横浜市

2 都市計画事業の種類及び名称

横浜国際港都建設道路事業3・4・19号丸子中山茅ヶ崎線（南
山田大榎勝田地区）

3 事業施行期間

平成8年11月29日から平成27年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

横浜市都筑区大榎町字鶴ノ目及び字矢束、勝田町字出口及
び字宮下、東山田町並びに南山田町地内

(2) 使用の部分

横浜市都筑区大榎町字鶴ノ目及び勝田町字出口地内

神奈川県告示第178号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成24年神奈川県告示第196号で認可の告示をした都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成26年3月28日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 施行者の名称

横浜市

2 都市計画事業の種類及び名称

横浜国際港都建設都市高速鉄道事業相模鉄道本線

3 事業施行期間

平成14年9月13日から平成31年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

横浜市保土ヶ谷区岩間町、神戸町、天王町、西久保町、星
川一丁目、星川二丁目、星川三丁目及び和田一丁目地内

(2) 使用の部分

横浜市保土ヶ谷区岩間町及び西久保町地内

神奈川県告示第179号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成21年神奈川県告示第147号で認可の告示をした都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成26年3月28日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 施行者の名称

横浜市

2 都市計画事業の種類及び名称

横浜国際港都建設公園事業4・4・1402号瀬谷本郷公園

3 事業施行期間

平成11年1月26日から平成30年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

横浜市瀬谷区本郷一丁目地内

(2) 使用の部分

なし

神奈川県告示第180号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成21年神奈川県告示第149号で認可の告示をした都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成26年3月28日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 施行者の名称

横浜市

2 都市計画事業の種類及び名称

横浜国際港都建設公園事業7・5・1501号小菅ヶ谷北公園

3 事業施行期間

平成15年5月27日から平成31年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

横浜市栄区小菅ヶ谷四丁目及び小山台一丁目地内

(2) 使用の部分

なし

神奈川県告示第181号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成20年神奈川県告示第203号で認可の告示をした都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成26年3月28日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 施行者の名称

川崎市

2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 川崎都市計画道路事業3・5・4号丸子中山茅ヶ崎線

(2) 同

3・4・3号鹿島田菅線（関連外郭
部）

3 事業施行期間
平成14年 3月12日から平成32年 3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

川崎市中原区小杉陣屋町 1丁目、小杉陣屋町 2丁目、小杉御殿町 1丁目及び小杉御殿町 2丁目地内

(2) 使用の部分

なし

神奈川県告示第182号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 1項の規定により、平成24年神奈川県告示第207号で認可の告示をした都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成26年 3月28日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 施行者の名称

相模原市

2 都市計画事業の種類及び名称

相模原都市計画公園事業 5・6・1号相模原麻溝公園

3 事業施行期間

昭和59年11月20日から平成28年 3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

相模原市南区下溝字十三ノ原及び字稲荷林並びに麻溝台字はこの原及び字にこの原地内

(2) 使用の部分

なし

神奈川県告示第183号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 1項の規定により、平成23年神奈川県告示第197号で認可の告示をした都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成26年 3月28日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 施行者の名称

横須賀市

2 都市計画事業の種類及び名称

横須賀都市計画下水道事業公共下水道

3 事業施行期間

昭和32年12月12日から平成32年 3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

横須賀市浦郷町 5丁目、平成町 3丁目、三春町 2丁目、三春町 3丁目、三春町 4丁目、公郷町 1丁目、根岸町 1丁目、根岸町 2丁目、大津町 1丁目、大津町 3丁目、大津町 4丁目、太田和 1丁目、太田和 2丁目、長坂 2丁目及び長坂 3丁目地内

(2) 使用の部分

なし

神奈川県告示第184号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 1項の規定により、平成22年神奈川県告示第301号で認可の告示をした都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成26年 3月28日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 施行者の名称

鎌倉市

2 都市計画事業の種類及び名称

鎌倉都市計画緑地事業第 2号山ノ内西瓜ヶ谷緑地

3 事業施行期間

平成22年 4月 2日から平成28年 3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

鎌倉市山ノ内字西瓜ヶ谷地内

(2) 使用の部分

なし

神奈川県告示第185号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 1項の規定により、平成22年神奈川県告示第222号で認可の告示をした都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成26年 3月28日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 施行者の名称

鎌倉市

2 都市計画事業の種類及び名称

鎌倉都市計画下水道事業第 1号公共下水道

3 事業施行期間

昭和33年 3月13日から平成33年 3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

鎌倉市七里ガ浜東二丁目、七里ガ浜東五丁目、七里ガ浜一丁目並びに山崎字上河内及び字八反目地内

(2) 使用の部分

なし

神奈川県告示第186号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 1項の規定により、平成23年神奈川県告示第198号で認可の告示をした都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成26年 3月28日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 施行者の名称

藤沢市

2 都市計画事業の種類及び名称
藤沢都市計画道路事業3・4・6号善行長後線

3 事業施行期間
平成16年4月13日から平成29年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分
藤沢市天神町三丁目、亀井野字狼谷、字不動前及び字不動上、湘南台二丁目並びに湘南台三丁目地内

(2) 使用の部分
なし

神奈川県告示第187号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、平成19年神奈川県告示第485号で認可の告示をした都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成26年3月28日

神奈川県知事 黒岩祐治

1 施行者の名称
小田原市

2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 小田原都市計画道路事業3・4・3号栄町小八幡線

(2) 同 3・5・2号小田原山北線(関連外郭部)

3 事業施行期間
平成19年7月13日から平成31年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分
小田原市栄町三丁目及び中町一丁目地内

(2) 使用の部分
なし

神奈川県告示第188号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、平成21年神奈川県告示第158号で認可の告示をした都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成26年3月28日

神奈川県知事 黒岩祐治

1 施行者の名称
逗子市

2 都市計画事業の種類及び名称
逗子都市計画下水道事業第一号逗子公共下水道

3 事業施行期間
昭和41年4月1日から平成33年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分
逗子市桜山八丁目、桜山九丁目、池子四丁目、小坪五丁目及び新宿一丁目地内

(2) 使用の部分
なし

なし

神奈川県告示第189号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、平成19年神奈川県告示第512号で認可の告示をした都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成26年3月28日

神奈川県知事 黒岩祐治

1 施行者の名称
秦野市

2 都市計画事業の種類及び名称
秦野都市計画下水道事業秦野第1号公共下水道

3 事業施行期間
昭和49年10月22日から平成33年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分
秦野市本町一丁目、本町二丁目、河原町、栄町及び文京町地内

同 上大槻字秦野田、字宮ノ下、字福面、字中河原及び字花ノ木地内

同 曾谷字詠地内

同 鶴巻字横町、字出口、字中丸、字下横町、字石原田、字舞台、字広町及び字大根川地内

伊勢原市神戸字稲荷町地内

同 串橋字砂田、字佃、字古屋敷及び字下河内地内

同 笠窪字町田地内

(2) 使用の部分
なし

神奈川県告示第190号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、平成24年神奈川県告示第223号で認可の告示をした都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成26年3月28日

神奈川県知事 黒岩祐治

1 施行者の名称
湯河原町及び真鶴町

2 都市計画事業の種類及び名称
湯河原都市計画下水道事業湯河原・真鶴公共下水道

3 事業施行期間
平成12年12月19日から平成32年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分
足柄下郡湯河原町吉浜字鶴巻田及び門川字扇田地内

(2) 使用の部分
なし